

補正予算（第2号）の内容について

1 基本方針

新型コロナウイルスの感染状況が新たな局面となっていることを踏まえ、さらなる感染拡大の防止を図るため、地方創生臨時交付金等を活用し、PCR検査体制の充実を図るとともに、ワクチン接種の円滑な実施に向けた支援を行う。

また、厳しい経済状況にある子育て世帯を支援するため、国の交付金により生活支援特別給付金を支給する。

2 内容

(1) 新型コロナウイルス感染症対策

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
PCR検査等の充実		35,187	35,187	
診療所を通したPCR検査の実施 【健康づくり課】	感染拡大を防止するため、診療所において医師の判断により検査が必要となる軽症者を対象として、郵送によるPCR検査を実施する。 <対象者>感染疑いのある軽症患者 <検査の流れ>①医療機関を受診し、医師の判断のもとで検査キットを受け取る ②対象者は医療機関等で検査し、検査キットを検査機関に郵送 ③医療機関から対象者に、検査結果を通知 【財源：国 13,024】	13,024	13,024	
保育施設等へのPCR検査費用助成の対象者を拡充 【保育幼稚園総務課】 【保育幼稚園事業課】 【学童保育課】	感染拡大の防止を図り、安定した保育・幼児教育サービス等の提供体制を確保するため、行政検査の対象外となる場合等に実施するPCR検査の費用助成等の対象者として、保育施設等に通う児童を追加する。 <対象者>（現行）保育施設等の従業者等 （拡充後）保育施設等の従業者等、及び保育施設等に通う児童 <対象>（私立）保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設、病児保育室、学童保育室等 （公立）保育所、幼稚園、認定こども園、学童保育室等 <補助額> 1人2万円（上限）※公立施設における対象者は市で実施 【財源：国 17,440】	17,440	17,440	
地域子育て支援拠点従業員等へのPCR検査費用の助成 【子育て支援課】	感染拡大の防止を図り、安定した子育て支援サービスの提供体制を確保するため、行政検査の対象外となる場合等に、地域子育て支援拠点が実施するPCR検査に係る費用について助成等を行う。 <対象者>施設の従業員及び利用者 <対象>（民間）つどいの広場、地域子育て支援センター （公立）子育て支援総合センター、子育てすこやかセンター <補助額> 1人2万円（上限）※公立施設における対象者は市で実施 【財源：国 2,303】	2,303	2,303	

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
小中学校教諭等へのPCR検査の対象者を拡充 【教職員課】	感染拡大の防止を図り、安定した教育体制を確保するため、行政検査の対象外となる場合等を実施するPCR検査の費用助成等の対象者として、通常学級担任等の教職員を追加する。 <対象者> (現行) 小中学校養護教諭、支援学級担任及び介助員 (拡充後) 小中学校養護教諭、支援学級担任、介助員及び通常学級担任等その他の教職員 【財源：国 2,420】	2,420	2,420	

(2) 新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施に向けた支援

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
高齢者・障害者への支援		6,574	6,574	
新型コロナウイルスワクチン接種にかかる高齢者福祉タクシー利用券の追加交付 【長寿介護課】	接種場所までの移動の負担を軽減し、円滑な新型コロナウイルスワクチンの接種を推進するため、タクシー料金助成事業の対象となる高齢者に対し、タクシー利用券を追加交付する。 <対象> 高齢者福祉タクシー料金助成事業利用者 (在宅の65歳以上で要介護認定者1～5、かつ、本人が市民税非課税者) <追加枚数> 1枚500円の利用券×8枚(4,000円分) 【財源：国 2,780】	2,780	2,780	
新型コロナウイルスワクチン接種にかかる重度障害者福祉タクシー利用券の追加交付 【障害福祉課】	接種場所までの移動の負担を軽減し、円滑な新型コロナウイルスワクチンの接種を推進するため、タクシー料金助成事業の対象となる重度障害者に対し、タクシー利用券を追加交付する。 <対象> 重度障害者福祉タクシー料金助成事業利用者 (在宅の重度障害者<所得制限あり>) <追加枚数> 1枚500円の利用券×8枚(4,000円分) 【財源：国 3,794】	3,794	3,794	
医療機関への支援		55,914	55,914	
新型コロナウイルスワクチン個別接種を実施する医療機関への協力支援金の支給 【医療政策課】	新型コロナウイルスワクチン接種を推進するため、高齢者への個別接種を実施する市内の医療機関に対し、協力支援金を支給する。 <対象> 65歳以上の高齢者へ新型コロナウイルスワクチンの個別接種を実施する市内の病院及び一般診療所 <支給額> ①個別接種の実施に係る準備経費等を支援 接種回数に応じて支給(10万円・30万円・50万円) ②加速化支援として、かかりつけ患者以外で市システムによる予約枠(一般枠)の接種実績に応じて1回あたり500円を支給 【財源：国 55,914】	55,914	55,914	

(3) 子育て世帯への支援

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
子育て世帯への生活支援		288,619	288,619	
子育て世帯（ひとり親世帯除く）への生活支援特別給付金の支給 【こども政策課】	より厳しい経済状況にある子育て世帯（ひとり親世帯除く）の生活を支援するため、児童手当等を受給する市民税非課税世帯等に対し、生活支援特別給付金を支給する。 <対 象>①児童手当または特別児童扶養手当受給世帯で令和3年度分の市民税非課税世帯（令和3年4月分の支給世帯） ②令和3年度分の市民税が非課税である対象児童の養育者 ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、市民税非課税と同水準にある対象児童の養育者 ※令和3年4月以降令和4年2月末までに生まれる新生児も対象 <支給額>児童1人あたり5万円 <支 給>① : 7月中旬以降順次（申請不要）、 ②、③ : 申請に基づき8月中旬以降順次 【財源：国 288,619】	288,619	288,619	